

第6回町議会定例会

美郷町 簡易水道設置条例の 一部改正など 16議案を可決

平成27年第6回町議会定例会が6月1日から10日まで開会されました。今回の定例会では、美郷町簡易水道設置条例の一部改正など16議案について審議等が行われ、いずれも原案どおり可決されました。

【行政報告】（一部抜粋および編集）

リーディングプロジェクト事業について

一つ目は「豊かさ実感プロジェクト」についてですが、4月19日、丸子川河川敷におけるクリーンアップ活動は、約130名の参加をいただきました。また、5月10日、中学校セミナーハウス前における古布回収は、約4トンの回収となりました。

二つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、昨年からラベンダーの繋がりで交流を始めた北海道中富良野町との連携を深めるため、5月20日から21日にかけて、現地を訪問し、連携協力協定を締結しました。今後も観光資源の強化を図りながら、特産品および人材の交流等を推進していきます。

また、国の地方創生関連施策の一環として、移住定住相談を行う窓口を6月1日より

り商工観光交流課内に設置しました。今後は、希望者の求める情報の収集、データ化を図り、定住人口の増加に努めていきます。

各課の個別の取り組みについて

企画財政課関係ですが、地方創生の地方版総合戦略の策定に向け、5月18日に第1回美郷版総合戦略策定委員会を開催しました。委員には地域住民代表をはじめ、産業界、高等教育機関や金融機関の関係者など11名を委嘱し、今年10月末の策定を目的に、幅広くご意見をいただきながら検討を進めていきます。

福祉保健課関係ですが、今年度の早朝総合健診は、4月14日から開始し、今年度は「待ち時間の解消」のため、休日の他に、試行的に平日日中に女性特有のがん検診を設けたところ、300人近い申し込みがあり、今後の検診日の設定について、検討したいと考えています。

農政課関係ですが、平成27年度の水田農業施策をまとめた冊子を作製し、3月20日に全農家へ配布するとともに、4月2日および5月27日に開催した地域農業推進員会議で、事業の周知を図りました。生菓の栽培については、引き続き試験栽培管理を行うこととし、その生育管理業務の委託契約

を、4月1日に株式会社美郷の大地と締結しました。

建設課関係ですが、5月末現在の発注状況については、道路舗装補修工事4件を2,274万3,740円で、外側線等補修工事2件を662万400円で、道路舗装工事1件を302万4,000円で発注済みです。業務委託関係では、公園等施設管理業務委託12件を2,614万744円で、道路関係調査設計業務1件を54万円で、町営住宅水質検査業務委託1件を172万8,000円で発注済みです。今後とも早期発注と円滑な業務推進に努めていきます。

教育総務課関係ですが、5月28日、新教育制度における初めての総合教育会議を開催し、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を協議・調整し、策定しました。

生涯学習課関係ですが、未来づくりプロジェクト事業として整備した宿泊交流館ワークスペースと屋内スポーツ館が4月1日にオープンしました。宿泊交流館ワークスペースを活用した交流拡大やスポーツ活動・文化活動などの充実を図るとともに、2020年開催の東京オリンピック事前合宿についても、誘致の可能性を探っていきます。

可決・報告された案件

- 繰越明許費繰越計算書の報告について(2件)
- 財産の取得について(2件)
- 美郷町戸籍システムおよび除雪ドーザー2台の取得にかかわる契約について議決を求め、可決されました。
- 工事請負契約の締結について
- 美郷町簡易水道設置条例の一部改正について
- 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について
- 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 美郷町干畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 美郷町宿泊交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 指定管理者の指定について
- 美郷町歴史民俗資料館を管理運営する指定管理者およびその指定期間について議決を求め、可決されました。
- 平成27年度美郷町一般会計補正予算第3号
- 社会保障・税番号制度システム改修等に要する経費の追加、多面的機能支払交付金事業に要する経費の増額、ふれあいの森整備工事設計委託料の追加、歴史民俗資料館整備に要する経費の増額などにより、歳入歳出予算をそれぞれ107億8816万4千円としました。
- 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号
- 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号
- 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号
- 工事請負契約の締結について(2件)

7月分から 水道料金が変わります

問い合わせ●町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910



水道の新統一料金が7月分から適用になります

各地区で異なっていた水道料金が統一され、7月分から新料金が適用になります。料金(税込み)はメーター使用料と基本料金と超過料金[※]の合計で、口径別に右記のとおりとなります。

※超過料金は、基本水量を超えた水量/1m³に応じた料金です。

口径	メーター使用料/月	基本料金/月 (基本水量)	超過料金/1m ³
13mm	108円	594円(5m ³)	183円
20mm	172円	615円(5m ³)	194円
25mm	194円	3,380円(20m ³)	199円
30mm	302円		
40mm	367円		
50mm	702円		
75mm	864円		

六郷畑屋(西部)地区と仙南(中央、東部、南部)地区の激変緩和措置

新料金の適用により、料金の変動が見込まれる六郷畑屋(西部)地区[※]と仙南(中央、東部、南部)地区について、超過料金/1m³の単価を平成31年6月分まで段階的に調整します。各期間の超過料金(税込み)の単価は下記のとおりとなります。

地区	口径	H27年7月分 ~ H28年6月分	H28年7月分 ~ H29年6月分	H29年7月分 ~ H30年6月分	H30年7月分 ~ H31年6月分
六郷畑屋(西部)地区	13mm	101円	121円	141円	162円
	20mm	110円	131円	152円	173円
	25mm以上	155円	166円	177円	188円
仙南(中央、東部、南部)地区	13mm	140円	150円	161円	172円
	20mm	140円	153円	166円	180円
	25mm以上	162円	171円	180円	189円

※旧六郷西部地区の名称が六郷畑屋(西部)地区に変更になりました。

水道料金計算例(使用水量20m³/月の場合)

地区	口径	統一前	統一後	増減
千畑中央地区、 千畑東部地区、黒沢地区、 六郷畑屋(東部、畑屋)地区	13mm	3,450円	3,447円	3円減
	20mm	3,702円	3,697円	5円減
六郷畑屋(西部)地区	13mm	1,886円	2,217円	331円増
	20mm	2,970円	2,437円	533円減
仙南(中央、東部、南部)地区	13mm	2,566円	2,802円	236円増
	20mm	2,652円	2,887円	235円増